

令和2年分年末調整の注意事項

税制改正の内容についてご存じですか？

No.	令和2年分の主な改正事項
1	給与所得控除額が一律10万円引き下げられています。
2	基礎控除額が一律10万円引き上げられています。
3	基礎控除を適用する場合、「基礎控除申告書」の提出が必要です。
4	一定の要件に該当する場合、 <u>所得金額調整控除が適用</u> されます。
5	所得金額調整控除を適用する場合、「 <u>所得金額調整控除申告書</u> 」の提出が必要です。
6	各種控除の対象となる扶養親族、配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件が <u>それぞれ10万円引き上げ</u> られています。
7	ひとり親控除又は寡婦控除の改正については、令和2年分以後の所得税について適用されます。なお、 <u>月々の給与等及び公的年金等</u> に対する源泉徴収では <u>改正前</u> の控除が適用され、 <u>年末調整</u> では <u>改正後</u> の控除が適用されます。

※ 各項目の詳細については、「年末調整のしかた」をご覧ください。

年末調整手続を電子化しませんか？

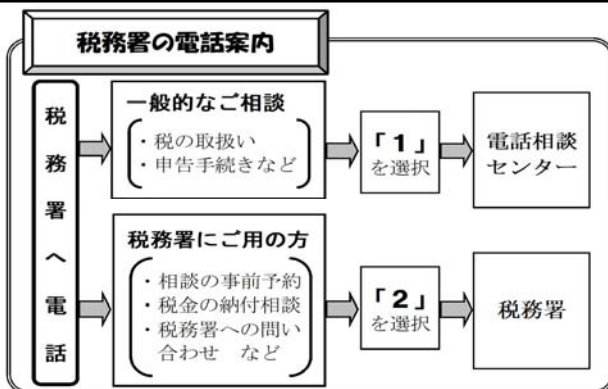
令和2年10月から、所定の手続を条件に、従業員が行う年末調整申告書の作成、給与担当者への提出から給与担当者が行う年税額の計算までの全てをデータにより処理することで、年末調整手続が簡便化されます。

○ 年末調整手続の電子化による主な変更点

区分	手続内容	これまで (電子化前)	令和2年10月以後 (電子化後)
従業員 の手続	年末調整申告書の作成	控除証明書等内容を手書き	自動入力
	控除額の計算	手計算	自動計算
勤務先 の手続	控除額の検算	必要	不要
	給与システム等への取込	年末調整申告書の控除額等を給与システム等に手入力	年末調整申告書データを給与システム等にインポート

※ 年末調整手続の電子化について詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)をご覧ください。

年末調整に関するご質問は？



来署によるご相談

来署によるご相談は事前予約をお願いします。

税についての上手な調べ方

あなたの疑問にお答えします！
国税庁ホームページの
タックスアンサーにアクセス！

タックスアンサー

検索

www.nta.go.jp

(携帯電話からも利用できます。)

